

## (2) 未就学児をもつ保育士に対する保育料一部貸付

<p>借りられる人</p>	<p>① 「保育所等」に新たに雇用され、勤務を始める人（週 20 時間以上保育士として勤務することが必要です。） ② 「保育所等」に既に雇用されている人であって、産後休暇又は育児休業から復帰される人（週 20 時間以上保育士として勤務することが必要です。）</p>
<p>借りられる額</p>	<p>保育料（「保育所等」の保育料に限ります。）の半額を借りられます。ただし、借受人 1 人につき月額 2 万 7 千円を上限とし、貸付の対象とできる期間は勤務を開始した日から起算して最大 1 年間です（無利子）。 注）子どもが 2 人以上同時に入園している場合、保育料を合算して借入金額を計算することはできませんが、借りられる額は 1 ヶ月 2 万 7 千円が上限となります。</p>
<p>借りる際の条件</p>	<p>1. 「保育所等」とは次の施設を言い、公立施設を含みます。ただし、神戸市域に所在する施設は除きます。 ① 保育所 ② 認定こども園（全ての類型を含みます。） ③ 幼稚園（預かり保育を常時実施しているか、認定こども園に移行予定のものに限ります） ④ 市町村の認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業 ⑤ 市町村に届出をした病児保育事業・一時預かり事業 ⑥ 離島その他の地域における特例保育の実施施設 ⑦ 認可外保育施設（市町が助成している一定の質が確保された認可外保育施設に限ります。兵庫県内では、宝塚市の「指定保育所」や川西市の「地域保育園」が該当します。） ⑧ 企業主導型保育事業 2. 復職に伴いに子ども入所等させた場合が対象です。復職と関係なく、復職前から保育所等に預けていた場合には対象となりません（※ 1）。</p>
<p>返還免除</p>	<p>1. 全額免除が受けられる場合（(1)又は(2)の場合） (1) 県内の保育所等で、2年間引き続き保育に従事した場合（※ 2） (2) 業務に起因する心身の故障により業務不能となった場合 2. その他の全部又は一部の免除 (1) 死亡又は障害により貸付金を返還できなくなった場合 (2) 県内の保育所等で1年以上引き続き保育に従事した場合</p>
<p>その他</p>	<p>退職や心身の故障（業務に起因するものを除く）により業務継続の見込みが無くなった場合などには、貸付契約が解除され、貸付金の返還が必要となります。</p>

※ 1 月の途中で復職を予定している場合に、当該月の初日から子どもを保育所に通わせている場合など、復職に伴う入所と判断できる場合には、貸付を受けられます。

※ 2 勤務している法人内の人事異動等により、借受人の意思によらず兵庫県外で勤務することとなった

場合には、兵庫県外で勤務した期間も2年間の計算に算入できます。

また、借受人が退職した場合であっても、退職後直ち（概ね1ヶ月以内）に県内の他の保育所で勤務する場合には継続して勤務しているものと見なします。そのほか、傷病による休職等やむを得ない事由で業務に従事できない期間が生じる場合（業務継続不能で復帰の見込みが無い場合を除きます。）にも、引き続き勤務しているとみなしますので、直ちに貸付金を返還する必要はありませんが、休職等している期間は2年間の計算には算入できません。

なお、退職や再就職、休職に際しては、兵庫県保育協会への届出が必要となります。